県 政 経 営 会 議 資 料 令和6年(2024年)11月5日 健康医療福祉部健康福祉政策課

滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第5号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 救護施設において、入所者の自立支援を行うため、入所者ごとに個別支援計画を作成 することとします。この場合において、当該個別支援計画の作成は、電磁的記録により 行うことができることとします。(別表第2関係)
- (2) 更生施設において、入所者が健全な社会生活を営むことができるよう、入所者ごとに 個別支援計画を作成することとします。この場合において、当該個別支援計画の作成は、 電磁的記録により行うことができることとします。(別表第3関係)
- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
本則および付則 省略	本則および付則 省略
別表第1 (第3条関係)	別表第1 (第3条関係)
1から7まで 省略	1から7まで 省略
8 設置者は、設備、職員、会計および入所者等の処遇の状況を明らかに	8 設置者は、設備、職員、会計および入所者等の処遇の状況を明らかに
する記録を整備すること。この場合において、当該記録の整備は、電磁	する記録を整備すること。この場合において、当該記録の整備は、電磁
的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ	的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ
とができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理	とができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理
の用に供されるものをいう。 <u>別表第2第4項第3号において</u> 同じ。)に	の用に供されるものをいう。 <u>以下</u> 同じ。)により行うことができる。
より行うことができる。	
9および10 省略	9および10 省略
別表第2(第3条関係)	別表第2(第3条関係)
1から4まで 省略	1から4まで 省略
5 生活指導等	5 生活指導等
(1)から(3)まで 省略	(1)から(3)まで 省略
(新設)	(4) 施設長は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、
	<u>入所者ごとに個別支援計画を作成すること。この場合において、当</u>
	該個別支援計画の作成は、電磁的記録により行うことができる。
6 および 7 省略	6 および 7 省略
別表第3 (第3条関係)	別表第3 (第3条関係)
1から3まで 省略	1から3まで 省略

4 生活指導等

- (1) 省略
- (2) 施設長は、入所者が健全な社会生活を営むことができるよう、入所者ごとに更生に関する計画を作成すること。
- (3) 施設長は、<u>更生に関する計画</u>に従い、入所者が更生施設を退所した後に自立するために必要な技能を修得させること。
- (4) 省略
- (5) 前各号に定めるもののほか、更生施設の生活指導等については、 別表第2第5項(第2号を除く。)の規定を準用する。
- 5 省略

別表第4および別表第5 省略

4 生活指導等

- (1) 省略
- (2) 施設長は、入所者が健全な社会生活を営むことができるよう、入 所者ごとに<u>個別支援計画</u>を作成すること。<u>この場合において、当該</u> 個別支援計画の作成は、電磁的記録により行うことができる。
- (3) 施設長は、個別支援計画に従い、入所者が更生施設を退所した後に自立するために必要な技能を修得させること。
- (4) 省略
- (5) 前各号に定めるもののほか、更生施設の生活指導等については、 別表第2第5項(第2号および第4号を除く。)の規定を準用する。
- 5 省略

別表第4および別表第5 省略